

貯金規定改正のお知らせ

貯金規定の改正を令和5年4月1日(土)に予定しています。^(※)

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

(※) 当該改正内容は、税制改正関連法案の成立（令和5年3月下旬頃予定）を受けて正式決定となりますのでご了承ください。

規定名	改正内容
教育資金贈与税非課税措置に関する特約	<ul style="list-style-type: none">・ 適用期限を変更（3年間延長）する。・ 教育資金管理契約の終了までに贈与者が死亡した場合の取扱いの一部を変更する。
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約	適用期限を変更（2年間延長）する。

以上